

第11次精華町交通安全計画

精 華 町

令和5年3月

ま え が き

精華町では、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和45年6月の交通安全対策基本法の施行以来、京都府等の関係地方行政機関、関係民間団体等が一体となって、各種交通安全対策を強力に進めてきました。また、平成25年1月30日に木津警察署と本町で「精華町安全・安心まちづくり協定」を締結したことを契機に、これまで以上に木津警察署と緊密に連携した各種交通安全施策を推進してきた結果、これら施策の効果により、国や京都府の傾向と同様に町内の交通事故件数も平成18年をピークに減少傾向となりました。

事故件数は減少したものの、本町ではこの間、平成30年と令和3年にそれぞれ1件の交通死亡事故が発生しました。

今後更に進む高齢化社会の影響と、関西文化学術研究都市建設をはじめとする都市化による交通量の増加や、昨今顕著化している自転車利用者の交通ルール無視や交通マナー・安全意識の欠如等により、歩行者に危険・迷惑を及ぼす自転車運転問題など、適正な対策を講じなければ今後、交通事故による死傷者数の増加が懸念されます。

このような状況から交通事故の防止は、従来にも増して、精華町をはじめ京都府、関係団体、さらには、町内の企業や町民一人ひとりが、交通安全の大切さを常に認識し、全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であり、引き続き、人命尊重の理念の下に、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づいた諸施策を一層強力に推進していかなければなりません。

このような観点から、この交通安全計画は、ソフト・ハード両面にわたる交通安全に関して、令和4年度から令和8年度までの5年間に講ずべき施策の大綱として定めるものです。

目 次

第1章 交通の安全	
第1節 交通の現状	1
(1) 交通の特性	
(2) 交通事故の現状	
第2節 本計画における目標	3
第3節 交通安全対策を考える今後の視点	3
(1) 高齢者及び子どもの安全確保	
(2) 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上	
(3) 生活道路及び幹線道路における安全確保	
第2章 講じようとする施策	
第1節 道路交通の安全対策	4
1 道路交通環境の整備	4
(1) 道路の新設・改良による交通安全対策の推進	
(2) 生活道路における安全・安心な歩行空間の整備	
(3) 通学路等の整備推進	
(4) 交通安全施設等整備事業の推進	
(5) 総合的な駐車対策の推進	
(6) その他道路交通環境等の整備	
2 交通安全思想の普及徹底	6
(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	
(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	
3 道路交通秩序の維持	9
4 救急・救助体制等の整備	9
(1) 救助・救急体制の整備	
(2) 救急関係機関の協力関係の確保等	
5 交通事故被害者支援の充実	10
－交通事故被害者等に対する援助措置の周知－	
第2節 鉄軌道交通の安全対策	10
－踏切事故の防止対策－	

第1章 交通の安全

第1節 交通の現状

(1) 交通の特性

精華町は、京都府の南西端に位置し、北は京田辺市、東は木津川市、西は生駒市、南は奈良市に接し、人口は、これまで宅地開発等により緩やかな増加傾向にあったが、増加傾向を脱し、緩やかな減少傾向にある。関西文化学術研究都市建設による南部・西部丘陵地の開発は、住宅地と交通結節点である鉄軌道駅や郊外の商業施設等との交通需要を生み、自動車・自転車等による移動機会が増え、交通体系そのものが大きく変化してきた。

また、精華町内の道路は、町の中心を南北に京奈和自動車道、府道八幡木津線、山手幹線が、町の南部を東西に国道163号が、それらの主要幹線道を軸に東西南北に複数の府道及び町道が整備されているほか、大規模開発地内も道路が整備されてきた。

鉄軌道においては、町内を南北にJR学研都市線（片町線）と近鉄京都線が府道八幡木津線及び町道菱田・植田線に並行して敷設されている。

こうした状況下で、次のような交通特性が見られる。

ア 国道163号が東西に、旧府道八幡・木津線、山手幹線が南北に走り、都市間を結ぶ街道的な役割を担っていることにより、大型貨物車などの商業車が多く見られる。また、開発等による大型ダンプ車をはじめとした大型車両の往来、けいはんな記念公園、観光農園や商業施設の立地による、観光・レジャー目的などでの他府県からの交通の流出入も多い。

イ JR学研都市線（片町線）・近鉄京都線の二本の鉄軌道が南北に走り、町の東西地域の往来を妨げる要件となっている。

ウ 国、府、町が連携し積極的な幹線道路の整備が推進されており、早期の事業完了に向けて取り組んでいる。

(2) 交通事故の現状

交通事故発生件数は、平成18年以降、町内・府内ともに減少してきている。

今後の交通安全対策を講じるに当たり、京都府内や精華町内の交通事故については、次のような留意すべき特徴・要因が見られる。

ア 特徴

- 令和2年中の町内の交通事故死者数は無かったものの、京都府全体で見ると、65歳以上の高齢者の死者数が、交通事故死者数全体の半数

近くを占めている。

- 全交通事故に占める自転車事故の割合は19%と自動車に関わる事故に次いで2番目に高い割合で推移している。

イ 要因

- 高齢者人口の増加とともに高齢者の交通行動の機会が増していると考えられる。
- 自転車利用者の交通ルール無視（知識不足）や交通マナー、安全意識の欠如等によるものと考えられる。

交通事故発生件数

	精華町内	京都府内
平成21年	123	15,009
平成22年	114	14,775
平成23年	104	14,087
平成24年	84	12,371
平成25年	70	11,387
平成26年	73	10,185
平成27年	68	9,328
平成28年	64	8,087
平成29年	46	7,145
平成30年	43	6,142
平成31年/令和元年	58	5,183
令和2年	31	4,118
令和3年	31	5,183

第2節 本計画における目標

交通事故による死傷者数を限りなくゼロに近づけ、町民を交通事故の脅威から守ることが究極の目標である。

第3節 交通安全対策を考える今後の視点

上記の目標を達成するために、従来の交通安全対策を継続しながら、交通情勢の変化に対応しつつ、本計画においては、次の三つの視点を重視して今後の対策の推進を図っていくものとする。

- (1) 高齢者及び子ども、障害者等の安全確保
 - *子どもを交通事故から守るため、通学路の整備を推進。
 - *加齢による身体機能の衰えや障害等に関わらず利用できるバリアフリー化された道路交通環境の形成。

- (2) 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上
 - *「人優先」の考えの下、道路交通環境の整備と意識付けの啓発を推進。
 - *自転車利用者を始めとする道路利用者の安全意識啓発の推進

- (3) 生活道路における安全確保
 - *生活道路への通過交通の流入防止。
 - *危険箇所や事故発生箇所での安全対策の推進。
 - *「生活道路は人が優先」という意識の浸透。

第2章 講じようとする施策

第1節 道路交通の安全対策

1 道路交通環境の整備

(1) 道路の新設・改良による交通安全対策の推進

高速道路等から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に計画し、この道路ネットワークによって適切に機能が分担されるよう、道路の体系的整備を推進するとともに、交通の分散が図られるよう、効果的な施設整備や規制等を所轄警察署や関係機関・団体と調整して推進する。

道路整備については、通行の安全確保を目的とした交差点改良や道路拡幅、通学児童や未就学児等移動経路の安全確保を目的とした歩道整備に引き続き取り組み、地域の特性に応じた自動車、バイク、自転車、歩行者等の安全な道路交通環境を形成するものとする。

(2) 生活道路における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

生活道路においては、通過交通の流入の抑制や、歩行空間の確保と車両の速度抑制を目的に路面標示等の整備を効果的に進めるとともに、地域特性に応じて「ゾーン30」等の道路交通規制の啓発強化を公安委員会や関係機関・団体と協議しながら進める。

また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）に定める生活関連経路を構成する道路を中心に、各種バリアフリー化対策を推進する。

(3) 通学路等の整備推進・安全対策の確保

定期開催している「精華町通学路交通安全対策会議」で抽出した対策必要箇所や、令和元年度に実施した保育園児等の散歩コースの緊急安全点検及び令和3年度に実施した通学路における合同点検で新たな観点による対策必要箇所として抽出した箇所については、ルートの変更、交通安全啓発看板の設置などの対策工事等、小学校、幼稚園、保育所等に通う児童や幼児の通学路等の安全を確保するための取組みを継続して実施する。

また、通学路の安全対策の一端を担っている精華町スクールヘルパー（学校安全地域ボランティア）制度による登下校の見守り活動について、学校や地域との連携を深め、活動の充実を図る。

(4) 交通安全施設等整備事業の推進

交通安全施設等の整備にあたっては、交通事故等の発生箇所等における原因分析や通学路等の交通の実態把握を行った上で、次の方針により総合的・計画的に重点的かつ効果的な整備を推進するとともに関係機関へ要望を行

う。

ア 信号機及び横断歩道の効果的な整備

道路の構造及び交通の実態を勘案して、信号機、横断歩道の新設要望を関係機関に行う。

既存の信号機については交通状況の変化に合理的に対応できるように、時差式への改修、矢印灯器の追加や高齢者や障害者等が安全に横断できる横断時分の確保等について、所轄警察署並びに関係機関と連携して整備を進める。

イ 交差点改良及び道路標示等の整備

安全で円滑な交通を確保するため、状況に応じて、道路標示、区画線、道路標識、道路反射鏡等の整備を推進するとともに、交通の変化に応じて交差点の改良を進める。

ウ 夜間の交通事故対策

夜間の交通事故を防止するため、幹線道路等の交差点、横断歩道等の街路灯整備や視線誘導標等の設置、生活道路にあっては、交通安全灯の設置による交通事故対策を推進する。

また、交通安全灯の新設にあたっては、LED照明を採用し、球切れによる不点灯期間が発生することを防ぐ。

エ 安全で快適な歩行空間・自転車利用環境の整備

歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行を確保するため、各道路の交通実態に合った施設等の整備や啓発活動を実施することにより、安全で快適な歩行空間及び自転車利用環境の創出に関する取組を推進するとともに、生活道路における通過交通抑制のための交通規制や自転車利用者の安全を確保するための交通規制を所轄警察署や関係機関・団体と調整の上推進する。

(5) 総合的な駐車対策の推進

ア 秩序ある駐車場の推進

無秩序な路上駐車を抑制し、良好な都市機能、道路環境を維持・確立するため、交通状況等を総合的に捉え、適切な駐（停）車禁止規制や迷惑性の高い駐（停）車違反車両に対する指導・取締りの強化等を所轄警察署や関係機関と連携して推進するとともに、広報・啓発活動を実施し、町民の自主性を喚起し、迷惑駐車をしない・させない気運を醸成することにより、駐車マナーの向上を図る。

イ 自転車等駐車対策の推進

鉄軌道の駅周辺等における放置自転車等の問題の解決を図るため、鉄道事業者等の適切な協力関係を保持し、総合的な自転車駐車場の運営を継続するとともに、条例等に基づき駅前広場及び周辺道路に放置されている自転車等の整理・撤去等の推進を図る。

(6) その他道路交通環境等の整備

道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、道路の使用及び占用の適正化を図るとともに、道路交通の妨げとなる不法占用物件等については、指導等によりその排除を行う。

2 交通安全思想の普及徹底

「人が人を思いやる」交通安全意識と交通マナーの向上を図るため、幼児から高齢者に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行う。

簡単に人の命を奪い去る悲惨さや、当事者にとって大変不幸な結末をもたらす交通事故について理解を深める交通安全教育・普及啓発活動については、関係機関・団体、地域社会、企業及び家庭が互いに連携をとりながら地域ぐるみでの活動が推進されるよう促す。

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

ア 幼児に対する交通安全教育

幼児に対する交通安全教育は、身近な生活における交通安全のきまりを理解し、進んできまりを守り、安全に行動できる習慣や態度を身に付けさせることを目標とする。

幼児の心身の発達等を踏まえた教材・情報の提供等を行うことにより、幼稚園・保育所等において行われる交通安全教育の支援を行うとともに、家庭における適切な指導、交通安全についての積極的な話し合い等が行われるよう広報啓発活動等を推進する。

幼稚園・保育所においては、幼児の発達段階や地域の交通実態に応じ、幼児の特性に十分配慮するとともに、家庭、地域における関係機関・団体等の連携・協力を図りながら、保護者を交えた日常の教育・保育活動のあらゆる場面をとらえて、わかりやすい交通安全教育を行う。

イ 児童・生徒に対する交通安全教育

児童・生徒に対する交通安全教育は、心身の発達や地域の交通実態に応じて、日常生活における交通安全に必要な事गरらを理解し、身近な交通環境における様々な危険に気付いて、常に的確な判断の下に安全に行動で

きる実践的な態度や能力を養い、また、交通社会の一員として交通ルールを遵守し、自他の生命を尊重するなど責任を持って行動することができるような健全な社会人を育成することを目標とする。

教材・情報の提供等を行うことにより、学校において行われる交通安全教育の支援を行うとともに、家庭における交通安全に関する話合い等により、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践が習慣付けられるよう広報啓発活動等を推進する。

学校においては、所轄警察署の協力を受けての交通安全教室の開催はもとより、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての安全、自転車の安全な利用、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味等について重点的に交通安全教育を実施する。

ウ 成人に対する交通安全教育

成人に対する交通安全教育は、運転者等の安全運転を確保することを中心に行う。

地域における交通安全に関する活動への積極的な参加・協力を行うとともに広報啓発活動を通じて、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、交通安全意識の高揚を図る。

エ 高齢者に対する交通安全教育

高齢者に対する交通安全教育は、加齢に伴う身体的・心理的・認知的機能の変化が歩行者または運転者としての交通行動に及ぼす影響や経験豊富ゆえの経験に頼った誤判断の危うさを知ってもらうとともに、さらなる交通安全意識の向上を図ることを目標とする。

関係機関との連携強化を図り、参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進するとともに、運転免許証の自主返納制度、反射材用品等の交通安全用品の普及や、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けられるよう、広報啓発活動を行う。

(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

ア 交通安全運動の推進

町民一人ひとりに交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるため、関係機関と連携し、交通安全運動を組織的・継続的に展開する。

交通安全運動の実施に当たっては、広報誌やHP等を通じて事前に運動の内容等について住民に周知することにより、住民参加型の交通安全運動の充実・発展を図る。

イ 自転車の安全利用の推進

自転車乗用中の交通事故や自転車による迷惑行為を防止するため、歩行者や他の車両に配慮した通行など、自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図る。特に、自転車の歩道通行時におけるルールについての周知・徹底を図る。

また、自転車のライトの早めの点灯の推奨、自転車の側面等への反射材の取付けを促進するほか、携帯電話やイヤホン、ヘッドホンを使用しながらの運転行為をしないなどの遵守事項が徹底されるよう広報・啓発等を実施するとともに、児童生徒が利用する自転車の点検整備について、関係事業団体等の積極的な協力を求め、自転車の点検整備意識の徹底やTSマーク等の普及促進を図る。

さらに自転車は、歩行者と衝突した場合に重大な事故となる可能性があるため、自転車乗車時の自覚・責任意識の啓発と合わせて京都府条例で義務付けられている自転車損害賠償責任保険等への加入促進を図る。

※TSマークとは…自転車安全整備士が点検確認した普通自転車に貼付されるもので、このマークには傷害保険と賠償責任保険、被害者見舞金が付いています。

ウ シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底

シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、すべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図る。

チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、保育所等関係機関と連携した保護者に対する啓発に努め、正しい着用の徹底を図るとともに、チャイルドシートの貸出制度等の活用を通じて、チャイルドシートの利用がしやすい環境づくりを促進する。

エ 反射材用品の普及促進

夜間における視認性を高め、歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材用品の広報啓発を推進する。

特に、歩行中の交通事故死者数の中で高い割合を占める高齢者に対して、普及促進を図る。

オ 事業者による啓発

事業者は、その使用する車両の安全な運行を確保するために必要な措置を講ずるとともに、従業員に対する交通安全教育に努めるものとし、町は所轄警察署等の関係機関と連携し事業者に対して適正な指導に努める。

カ 効果的な広報の実施

交通安全に関する広報については、広報誌やホームページ等の広報媒体を活用して、交通事故等の実態を踏まえた広報、日常生活に密着した内容の広報を行う。

3 道路交通秩序の維持

(1) 暴走族対策の強化

暴走族による各種不法事案を未然に防止し、町民の平穏な生活及び交通秩序を確保するとともに、青少年の健全な育成を図るため、青少年健全育成協議会、学校や所轄警察署等の関係機関・団体等と連携し、社会全体において、暴走族追放気運の高揚並びに暴走族を許さない社会環境づくりを推進し、総合的な暴走族対策を行う。

(2) 危険運転の撲滅

飲酒運転や危険ドラッグ吸引による運転、また「あおり運転」(妨害運転)と言った危険運転による事故は、被害者の側からは事故ではなく事件であり、京都府警が実施する危険運転通報制度を効果的に活用し、その撲滅に向け地域・警察・町行政が連携して取り組む。

4 救急・救助体制等の整備

(1) 救急・救助体制の整備

交通事故の種類・内容の複雑・多様化に対処し、交通事故による負傷者の救命を図るとともに、被害を最小限にとどめるため、関係機関相互の緊密な連携・協力関係を確保しつつ、救急・救助体制の整備・拡充を図る。

(2) 救急関係機関の協力関係の確保等

傷病者の迅速、円滑な収容を確保するため、救急医療機関、消防機関等相互の緊密な連携・協力体制の確保を推進するとともに、救急医療機関内の受入れ・連絡体制の明確化等を図る。

5 交通事故被害者支援の充実

－交通事故被害者等に対する援助措置の周知－

交通事故に関する相談を受けられる機会を充実するために、京都府が実施する交通事故相談所や府民巡回相談の活用の周知を図る。また、交通事故被害者等の救済のため、犯罪被害者等基本法の下、交通遺児奨学金等支給事業を始めとする各種援護措置が受けられるよう関係機関と連携を図り、活用の周知を図る。

第2節 鉄道交通の安全対策

1. 踏切事故の防止対策

(1) 踏切道の構造改良

幅員が狭小で、歩道と車道が分離されていない踏切道について、歩行者の安全確保や通行車両の円滑な通行を図るため、通学路や災害時の避難経路となる路線の踏切改良を進めていく。

(2) 踏切道内の点字ブロック設置

令和4年6月に改定された「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」に基づき、踏切内や踏切手前部に視覚障害者誘導用ブロックの設置を進め、踏切道における視覚障害者の移動円滑化を図っていく。